

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	福山C地区 (佳例川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月2日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

佳例川地区と比曾木野地区に大別され、水田について整備可能な区域については生産基盤の整備が完了している。水田では主食用米に加え飼料用米の生産、畑ではサツマイモやらっきょうなど野菜の生産がされ、畜産と園芸作物を主体とした農業が展開されている。今後の担い手の減少が予想されるため、1経営体当たりの営農面積の増加及び、新たな担い手の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も農地として有効利用しながら畜産、露地野菜や施設野菜等の園芸作物の生産団地の育成を図りつつ、農業機械の大型化に対応した生産基盤を推進する。耕畜連携の体制を強化し、効率的な地域農業を推進していく。主な担い手は畜産農家であり、今後は飼料高騰に対応するための自給飼料の生産体制を強化しなければならない。主食用米と飼料用米の両輪で地域農業の基盤を固めていく。担い手の高齢化に伴い、離農する経営体も予測されることから、規模拡大や新規就農者へのサポート体制などを構築していかなければならない。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	360 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	354 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農家を中心とした経営体に集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手に集積するためにも、中間管理機構の活用を進め、効率的な農地利用のあり方を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
事業の活用を柔軟に検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用見込みはない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣被害防止のために猟友会との連携など防止対策を推進する。
- ・構築連携によって効率的な地域農業を確立していく。